

パブリック・コメント手続（意見募集）

横須賀市下水道条例の一部改正について

意見募集期間

令和3年（2021年）

8月10日（火）～9月1日（水）

お問い合わせ先：上下水道局技術部給排水課

電話 046-822-9459（直通）

横 須 賀 市



パブリック・コメント手続について

市政の透明化・公正化をすすめ、市民の皆さんが市政へ参画しやすくするために、市の重要な政策の決定に当たって、次の手順で行う一連の手続をいいます。

- (1) 市の基本的な政策決定に当たり、その内容等を事前に公表します。
- (2) 公表したものに対する市民の皆さんからのご意見の提出を受け付けます。
- (3) お寄せいただいたご意見の概要とご意見に対する市の考え方、公表した内容等を変更した場合はその内容を公表します。

パブリック・コメント手続にあたって

昭和 41 年に制定した横須賀市下水道条例は、横須賀市が設置する公共下水道の管理、使用等について定めたものです。

今般、事業所等から発生する汚水の排出量を正確に把握し、適正な下水道使用料を徴収するため、横須賀市下水道条例の一部改正を行うことになりました。

このたびのパブリック・コメント手続は、この改正内容について、市民の皆様からのご意見を伺うものです。

《改正する条例》

横須賀市下水道条例

【目 次】

◆ 横須賀市下水道条例の一部改正について	2
◆ 意見の提出方法	4

◆横須賀市下水道条例の一部改正について

1 改正の概要

(1)「使用の態様の変更の届出」の義務付け（条文新設）

使用者が、下水道の使用開始後に、水道水の排除に加えて井戸水などの水道水以外の水を排除することとなったとき、水道水以外の水を使用するための設備に変更があったとき、その他管理者が別に定める使用の態様に変更があったときは、遅滞なくその旨を管理者に届け出なければならないこととします。

(2) 事業者等が水道水以外の水を使用し公共下水道に排除する場合の、当該使用水量の計測装置の設置及び指針の報告義務付け（第 14 条関係及び条文新設）

水道水以外の水を使用し、これを汚水として公共下水道に排除する場合は、排除する水の使用水量を計測するための装置の設置を義務付けます。ただし、計測装置を設置せず使用水量が把握できる場合や、管理者がやむを得ない理由があると認める場合については、この限りではありません。

また、事業者等は、上下水道局が行う検針に併せて、計測装置により計測した使用水量を速やかに上下水道局に報告しなければならないこととします。

(3) 汚水排出量の減量認定制度の明記、排出水量の計測装置の設置及び指針の報告義務付け（第 14 条関係及び条文新設）

冷却塔やボイラー等の蒸発水や散水などの使用に伴い、水道使用水量と汚水排出量が異なる場合における下水道使用量の減量認定制度について条例等に明記します。

また、減量の対象となる水量を把握するため、上記（2）における水道水以外の水を使用する場合と同様に計測装置の設置及び指針の報告を義務付けます。

(4)「立入調査」の権限付与（条文新設）

水道水以外の水の使用水量を認定するために必要な限度内で、上下水道局の職員が他人の土地又は建築物に立ち入り、書類や給水設備、計測装置等の物件を調査又は検査することができることとします。

(5)「過料」の追加（第 30 条関係）

立入調査を拒んだり、計測装置の設置の命令に違反した事業者等には 5 万円以下の過料を科すこととします。

2 施行日

令和 4 年 4 月 1 日（予定）

○ 横須賀市下水道条例（現行条例抜粋）

（使用料の徴収）

第 14 条 公共下水道の使用については、使用者が排除した汚水の区分及び量に応じ、使用者から毎月別表に定めるところにより算出した合計額に、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）第 29 条に規定する税率及び当該税率に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 72 条の 83 に規定する税率を乗じて得た率を合計した率に 1 を加えた率を乗じて得た額（1 円未満の端数は切り捨てる。）の使用料（消費税が免除されることとなる公共下水道の使用料は、同表に定めるところにより算出した合計額とする。）を徴収する。ただし、管理者は、必要があると認めたときは、別に徴収時期を定めることができる。

2 前項の使用者が排除した汚水の量は、次に掲げるところにより算定する。

（1） 水道水使用の場合 水道使用料金の算定の基礎となった使用水量。ただし、2 以上の使用者が給水装置を共同で使用している場合において、それぞれの使用者の使用水量を確知することができないときは、それぞれの使用者の態様を勘案して管理者が認定する。

（2） 前号以外の水を使用の場合 管理者が認定する使用水量

3 土木建築に係る工事の施工に伴う排水のため公共下水道を使用する場合その他公共下水道を一時使用する場合において必要と認めるときは、管理者は使用料の概算額を前納させることができる。

（過料）

第 30 条 次に掲げる者に対しては、5 万円以下の過料を科する。

（1） 第 5 条第 1 項又は第 2 項の規定による確認を受けないで、私設下水道の工事を実施した者

（2） 第 10 条の 2 第 1 項の規定による確認を受けないで、除害施設の工事を実施した者

（3） 第 6 条の規定に違反して私設下水道の工事を実施した者

（4） 私設下水道の新設等を行って、第 7 条の規定による検査を受けなかった者

（5） 第 10 条の 2 第 2 項又は第 11 条の規定に違反した使用者

（6） 第 10 条の 3、第 10 条の 4 第 3 項、第 10 条の 5 第 2 項又は第 12 条第 1 項の規定による届出を怠った者

（7） 第 15 条の規定による資料の提出を求められてこれを拒否し、又は怠った者

（8） 第 5 条の規定による確認の書類、第 10 条の 2 第 1 項の規定による計画の書類、同条第 4 項の規定による設置の書類若しくは第 24 条第 2 項の規定による届出の書類又は第 15 条の規定による資料で不実の記載のあるものを提出した者

意見の提出方法

1 提出期間 令和3年（2021年）8月10日（火）から9月1日（水）まで

2 あて先 上下水道局技術部給排水課給排水管理係

3 提出方法

○書式は特に定めておりません。

○住所及び氏名を明記してください。なお、市外在住の方の場合は、次の項目についても明記してください。

- （1）（市内在勤の場合）勤務先名・所在地
- （2）（市内在学の場合）学校名・所在地
- （3）（本市に納税義務のある場合）納税義務があることを証する事項
- （4）（当該パブリック・コメント案件に利害関係を有する場合）利害関係があることを証する事項

○次のいずれかの方法により提出してください。

（1）直接持ち込み

- ・上下水道局技術部給排水課（横須賀市役所1号館8階）
- ・市政情報コーナー（横須賀市役所2号館1階34番窓口）
- ・各行政センター

（2）郵送

〒238-8550

横須賀市小川町11番地

横須賀市役所 上下水道局技術部給排水課

（3）ファクシミリ

046-821-4611

（4）電子メール

wsd-ws@city.yokosuka.kanagawa.jp

個々のご意見等には直接回答はいたしませんので、予め御了承ください。
いただいたご意見等とこれに対する考え方は、意見募集期間終了後すみやかに公表いたします。